

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のCにおいて作業員として業務に従事し、平成〇年〇月〇日、エアコン工事を行っていた際に脚立から落下し頭部をアスファルトに強打して、同日、D医療センターに受診し「頭部裂傷、頭蓋骨骨折、外傷性視神経障害」と診断され入院治療を行った。その後、D医療センター、F歯科口腔外科でも治療を行った結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第13級の1「1眼の視力が0.6以下になったもの」に該当すると認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第13級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険における眼の障害についての障害等級の認定基準は、決定書別紙のとおりであり、当審査会としてもこれを妥当なものと思料する。

請求人は、G医師は一眼の矯正視力を0.1と診断しており、機能としては全盲に近い状態である、運動障害がないことや、視野が60%以上あることなど請求人が全く訴えていないことを理由としている等と主張しているので、以下、上記認定基準に基づき検討する。

(2) 医証をみると、症状固定後の請求人の視力障害及び視野障害について、G医師は障害補償給付支給請求書裏面診断書に、「平成○年○月○日受傷し、左眼視力低下、視野欠損認め、ステロイド加療行った。平成○年○月に視力0.4まで改善した後、視力低下し、平成○年○月○日左眼矯正視力0.1。中心暗点の残存を認める。今後は経過観察のみ。」と記載し、H医師は、平成○年○月○日付け意見書に、「左眼矯正視力0.3。ゴールドマン視野検査では、左は中心暗点がみられるが、正常視野の60%以上は保たれている」旨記載している。

なお、請求人の眼の運動障害については、H医師の意見書には「眼位は正位で眼球運動障害はみられない」旨記載があるが、G医師の意見書には特に記載がない。

(3) (2) のとおり、G医師の測定結果によれば請求人の視力障害の程度には変遷が認められるが、H医師は「左眼矯正視力0.3」としており、H医師の数値は、請求人の障害の程度の認定のために計測された、より新しい検査結果であり、かつ、G医師による測定値の変動の範囲内の数値でもあると認められる。以上のとおりとすると、当審査会としても、H医師の測定値を採用することが

妥当であると判断する。

また、請求人の視野障害についても、ゴールドマン視野検査によるより新しい検査結果であるH医師の測定値を採用することが妥当といえる。

したがって、請求人に既存障害はなかったものと判断して、請求人の残存障害が、障害等級第13級の1「1眼の視力が0.6以下になったもの」に該当するとした監督署長の判断を、当審査会としても妥当なものと判断する。

(4) なお、当審査会としては、全盲に近い状態である等の請求人の主張を改めて精査したが、(3)の結論に影響を与える主張は見だし難く、再検査を行う必要も認め難い。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第13級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。